

事 務 連 絡

令和5年5月6日

保護者の皆様へ

石川県立七尾高等学校

校 長 樋上 哲也

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う
県立学校における主な対応について

文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における主な対応は裏面のとおりとなります。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力のほど、宜しく願いたします。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う
県立学校における主な対応について（令和5年5月8日以降）

1 平時の感染症対策

(1) マスクの着用等

- ①基本、学校側からマスクの着用を求めることはありません。
- ②換気、手洗い、咳エチケット等の感染症対策は継続します。
- ③食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないように注意してください。

(2) 健康観察

- ①体温を測定するなど、健康観察は引き続き行ってください。
- ②欠席、遅刻、早退、忌引き、体調不良の場合は「七尾高校 欠席・体調不良等連絡フォーム」に入力してください。
- ③発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、医療機関で受診するなどし、無理をせず自宅で休養してください。
- ④感染が判明した場合は、出席停止となりますが、それ以外は欠席となります。

2 感染流行時の感染症対策

(1) マスクの着用等

- ・教職員がマスクを着用する又は生徒にマスクの着用を促すことがあります。

(2) 活動場面ごとにおける感染症対策

- ・各教科等で、「感染リスクが比較的高い学習活動等」に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるほか、儀式的行事等の学校行事や部活動等においても、活動場面に応じて、身体的距離を確保するなどの対策を講じることがあります。

3 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

(1) 出席停止

- ・感染が判明した生徒に対しては、出席停止の措置を講じつつ、学習の機会を確保するなど、学びの保障に留意します。

(2) 出席停止期間の基準

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。

(3) 感染不安から保護者が休みを希望する場合

- ・生徒に基礎疾患があったり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる等の合理的な理由があると校長が判断する場合、欠席扱いとしません。